

新潟市と株式会社スノーピークとの包括連携協定

新潟市(以下「甲」という。)と株式会社スノーピーク(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 観光・地域の魅力発信に関すること
- (2) 地域の安心・安全に関すること
- (3) 自然環境保全に関すること
- (4) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(外部公表)

第3条 甲と乙は、連携事項の実施にあたり、知り得た情報を外部に公表しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第4条 甲と乙は、連携事項の実施にあたり、知り得た相手方の営業上の秘密を、その目的及び手段を問わず第三者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りでない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、本協定の有効期限満了後においても同様とする。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は継続されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月29日

甲：新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市

新潟市長

篠田 昭

乙：新潟県三条市中野原456番地
株式会社スノーピーク

代表取締役社長

山井 太
